

平成 31 年琴浦町訓令第 36 号

ふるさと未来夢応援補助金交付要綱を次のとおり定める。

平成 31 年 4 月 1 日

琴浦町長 小松 弘明

ふるさと未来夢応援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ふるさと未来夢応援補助金(以下「補助金」という。)の交付について、琴浦町補助金等交付規則(平成 16 年琴浦町規則第 48 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 補助金は、町内において新たに起業又は事業の展開をしようとする者に対し、クラウドファンディング型ふるさと納税を活用し、当該事業実施にかかる経費を支援することにより、琴浦町の地域活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを介して、不特定多数の者から資金を調達することをいう。
- (2) ふるさと納税 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内で新たに起業又は新たに事業の展開をしようとする個人、法人若し

くは団体であること。

(2) 町内に住所を有する個人若しくは主たる事業所若しくは営業所を有する法人又は団体であること。

(3) 町税等の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に基づく届出を要する事業を営む者であるとき。

(2) 事業の実施に関して法的規制がかけられており、内容又は許認可に係る期間等に課題を有するとき。

(3) 補助対象者が暴力団等の反社会的勢力であるとき、反社会勢力との関係を有しているとき、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けているとき又はこれらに類すると認められるとき。

(補助対象事業)

第5条 町長は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業(以下「補助対象事業」という。)を行う補助対象者に対して、予算の範囲内で、クラウドファンディングにより収金調達した資金を補助金として交付することができる。

(1) 起業又は新たな展開により実施される事業であること。

(2) 自然環境の保全、次世代育成の支援、高齢者福祉の増進及び地域活力の創出のうちいずれかに寄与する事業であること。

(3) 地域の課題又は社会的な課題の解決に向けて主に町内で実施する事業であること。

(4) 寄附による補助金額が目標額に達しない場合であっても実施する見込みのある事業であること。

(5) 町の事業認定を受けた事業(以下「認定事業」という。)であること。

(事業の認定等)

第6条 補助対象事業の認定を受けようとする者(以下「認定申請者」という。)は、ふるさと未来夢応援補助金事業認定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)又はこれに準ずる書類

- (3) 町税等納付状況調査承諾書(様式第4号)
 - (4) その他町長が必要と認める書類
- 2 前条第5号に規定する事業認定は、次の各号に掲げる者により組織する審査会で決定するものとする。
- (1) 副町長
 - (2) 関係課職員
 - (3) その他町長が必要と認める者
- 3 町長は、前項の規定による審査会の結果について、補助金事業認定審査結果通知書(様式第5号)により認定申請者に通知するものとする。
- (事業認定申請の取り下げ)

第7条 前条第3項の規定により認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に申請の取り下げを行うことができる。

- 2 前項の取り下げがあったときは、当該申請にかかる決定はなかったものとみなす。
- (申請事項の変更等)

第8条 認定事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、あらかじめ事業認定内容変更(中止)承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 認定事業を中止しようとするとき。
 - (2) 寄附目標額の変更をしようとするとき。
 - (3) 事業内容の重要な部分を変更しようとするとき。
- 2 町長は、前項の規定による変更申請を受けたときは、これを審査し、事業認定内容変更(中止)承認(不承認)通知書(様式第7号)により認定事業者に通知するものとする。
- (認定の取消し)

第9条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱に反する事実があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3) その他町長が不適當であると認めるとき。

(補助対象経費)

第10条 補助対象経費は、補助対象事業に直接供する経費とする。ただし、事業認定前に契約又は支出した経費は補助対象外とする。

2 国、県、町等による補助金等の交付対象となっている場合には、当該補助金等の額を差し引いた額を本補助金の補助対象経費とする。

(寄附金の受付等)

第11条 町長は、認定事業者が実施する事業の目的及び内容をクラウドファンディング事業者が運営するインターネットサイトに掲載し、一定の期間、寄附を募るものとする。

2 認定事業者は、前項の寄附金の募集に必要な画像データ及び関連する資料を町に提供することとする。ただし、インターネットサイトに掲載された内容等に関する紛争及びトラブル等の一切の責任は、認定事業者が負うものとする。

(交付予定額の通知)

第12条 町長は、前条に規定する寄附金の受付が完了したときは、速やかに補助金の額を算定し、補助金交付予定額通知書(様式第8号)により認定事業者に対して通知するものとする。

(交付申請)

第13条 補助金の交付を受けようとする認定事業者は、規則第4条に定める申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 第6条第3項の規定による認定審査結果通知書の写し
- (2) 前条の規定による補助金交付予定額通知書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 補助対象事業は、規則第4条ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(交付決定)

第14条 町長は、前条の規定による申請を受けたときは、申請に係る書類等を審査し、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第9号)により認定事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第15条 規則第16条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

2 規則第 16 条第 2 項の町長が必要と認める書類は、領収書の写し又は金額を証明する書類とする。

(補助金の額の確定及び交付)

第 16 条 町長は、前条に規定による実績報告を受けたときは、これを審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の額の確定後に、補助金交付請求書を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助事業者の責務)

第 17 条 補助事業者は、寄附者に対して自社製品(商品)の試供品送付、事業所見学、寄附を受けた事業の経過報告等事業に継続して関心を持ってもらうための取り組みを行わなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類を当該事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間整備・保管しなければならない。

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。